

荷主の皆様へ

労働時間管理適正化指導員をご活用ください



長野労働局では改善基準告示の改正に伴い
「荷主特別対策チーム」を編成しました。

労働時間管理適正化指導員が荷待ち時間等の改善
に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。



運送事業者の法令違反(貨物自動車運送事業法)に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されることがあります。

国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するため
荷主企業と物流事業者が協力して取引環境を改善しましょう！

【担当】

長野労働局労働基準部監督課

労働時間管理適正化指導員 (小島)

電話 026-223-0553